

(別紙)

## 令和3年度 茨城県応急危険度判定連絡訓練

全国被災建築物応急危険度判定協議会（国土交通省及び各都道府県等）で実施する全国連絡訓練に合わせて、県内の判定士に対する連絡訓練を行う。

判定士への連絡は、行政職の判定士については県から行い、民間の判定士は、（一社）茨城県建築士会及び（一社）茨城県建築士事務所協会を通じて行う。

### 1. 連絡訓練実施日

令和3年10月29日（金）8:45～16:40

### 2. 訓練想定

地震発生時刻：令和3年10月29日（金）8:00

地震名称：山形盆地断層帯地震

地震の規模：マグニチュード 7.8

被害状況：山形県全域（35市町村）

### 3. 訓練概要

例年実施している上記訓練は、あらかじめ地震が発生した地域がわかっている状態から開始をしていたが、訓練をより意味のあるものとするため、被災県や被災状況などわからないブラインド形式により開始する。

訓練想定の詳細については、当日地震発生時と同時刻に当課より発表する。

### 4. 県内訓練内容

(1) 行政機関への連絡（庁内関係課、各県民センター及び市特定行政庁（以下、「関係機関」という））

- ・他県からの応援要請に対応するため、関係機関に職員の派遣を要請する。
- ・関係機関は派遣可能な職員数を確認し、県建築指導課へ報告する。

(2) 民間判定士への連絡（建築士会・事務所協会）

- ・応急危険度判定士緊急連絡網を使用する。
- ・連絡の流れ：県→建築士会（本部→支部）→民間判定士（電話及びメールによる連絡）
- ・連絡訓練は建築士会の会員となっている県内の判定士を対象とする。
- ・建築士会は、派遣可能な判定士数を確認し、県に報告する。少なくとも1支部との連絡については、実際に判定士との連絡訓練まで行い、連絡の結果（完了・未達）及び所要時間の確認を行う。
- ・事務所協会は、協会の会員で3人以上の応急危険度判定士が所属する建築士事務所長あての依頼文を各建築士事務所あてに送付し、判定士の参加を促す連絡訓練を行う。（電話及びFAX）